

土地改良区財産の運用に 係る諸収入の事務取扱要綱

土地改良区財産の運用に係る諸収入の事務取扱要綱

土地改良財産の処分等によって生じた代金については次の方法により事務処理するものとする。

第1条 事務の範囲

1. 収 入

- (1) 道路、水路敷地の売買および賃貸代金並びに協力金
- (2) 施設使用料
- (3) 証明書および許可書等に関する手数料

2. 支 出

- (1) 道路、水路敷地の払下げおよび賃貸並びに他目的使用に要する直接的費用
- (2) 道路、水路敷地の払下げおよび賃貸並びに他目的使用に関する備人費、備品、消耗品、印刷費等の事務経費
- (3) 道路、水路敷地の払下に伴う土地改良施設整備及び代替え施設並びに施設保持費用

第2条 還元金

土地改良施設に関する収入のあった地区への還元金は、地区の土地改良施設の維持管理費用として、道路、水路の払下げ金並びに協力金のうちより手続き等に要する諸経費を差し引いた額の(30~40)%を限度とする。

第3条 一般会計に繰出す額

- 1 手数料金額
- 2 第4条の千円未満の端数

第4条 財政調整積立金に繰入れる額

第1条第1項のうちから、同条第2項及び第2条、第3条の必要額を除いた額のうち、千円未満の端数を切り捨てた額。

付 則

この要綱は令和 2年 7月15日から施行する